

「もしも」のそなえと 「ふやす」たのしみ

保障と資産形成を兼ね備えた
マニユライフ生命のこだわり変額保険v2

ご契約の検討・お申込みに際しては、次の資料をあわせてご覧ください。

契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)*

ご契約のしおり／約款*

特別勘定のしおり*

設計書

契約者が法人となる場合は、
次の資料もご覧ください。

法人向け保険商品のご検討に際して
ご留意いただきたいこと

*事前にマニユライフ生命ホームページで閲覧できます。

金融機関を募集代理店とする場合のお客さまへのご説明事項

- この商品はマニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。
- この保険にご契約いただくか否かが、取扱金融機関におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 法令にもとづき、お客さまの「お勤め先」や「取扱金融機関への事業のための融資お申込み状況」により、取扱金融機関でお申込みいただけない場合があります。

くわしくは、変額保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。

マニユライフ生命の担当者・募集代理店(生命保険募集人)は、お客さまとマニユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者です。保険契約締結の代理権はありません。したがって、契約はお客さまからのお申込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき変額保険販売資格を登録した募集人のみがこの保険を取り扱えます。

募集人の権限等の確認は、マニユライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

募集代理店

引受保険会社

マニユライフ生命保険株式会社

コールセンター **0120-063-730**

受付時間 9:00～17:00 (土日祝・12/31～1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp

こだわり 変額保険 v2

商品パンフレット



この商品はマニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、元本割れすることがあります。
特別勘定の運用実績等により、損失が生じる可能性があります。

未来に備える、 資産を育てる。

人生設計の中で、柔軟に取り組める運用を。
保障と資産形成の両立をお考えの方へ。

こだわり変額保険v2は、柔軟な設計と厳選されたファンドによる
長期運用を通じて、万一の備えと資産の成長をサポートします。

暮らしに寄り添う保障と利便性をひとつに、現代のニーズに応える保険をご提案します。

人生100年時代にふさわしい、洗練された資産形成のかたち。
長期的な視野で、保障と資産形成の両面をスマートに設計。
保障準備の選択が柔軟で、厳選されたファンドによる多様な運用選択。

こだわり変額保険v2は、あなたのライフプランにあわせて
保障と資産価値を設計できる、新しい時代の保険です。



こだわり 変額保険 v2

あなたの未来を守るために、
万一に備えながら、
資産づくりをする変額保険です。



こだわり ① 長期運用

運用期間が長期間になると、
短期間で大きな値動きの影響を
やわらげることが期待できます。
この保険では長期間の運用を
サポートする機能を備えています。

参照 ▶ くわしくはP.13をご覧ください。



こだわり ② 時間分散

投資するタイミングを分ける、
ドル・コスト平均法と同じメカニズムで
運用を行っていきます。

参照 ▶ くわしくはP.15をご覧ください。



こだわり ③ 資産分散

投資対象を多様化させ、
資産分散を図ると
リスクのコントロールが期待できます。

参照 ▶ くわしくはP.17をご覧ください。

目次

この保険のしくみ しくみ	P.3
この保険の3つの「こだわり」 こだわり	P.13
資産運用に活用できる特約 役立つ機能	P.20
給付内容や、クーリング・オフ等 各種取扱い	P.21
ご注意いただきたいリスク リスク	P.32
お客さまにご負担いただく費用 費用	P.33
気になるギモンにお答えします Q&A	P.35
この保険特有の用語や、難しい用語の説明 用語説明	P.37

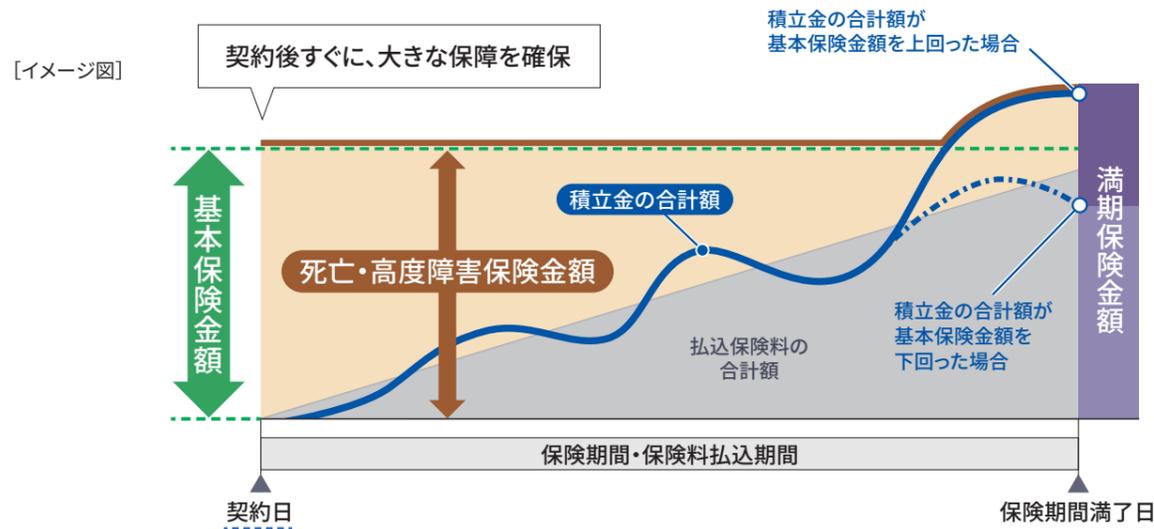
用語説明(P.37)で説明して
いる用語は、本文中では
青色の下線で示しています。

2つのタイプ

積立金を特別勘定で運用して、万が一に備えながら、資産づくりをします。
ニーズにあわせて、2つのタイプから選択できます。

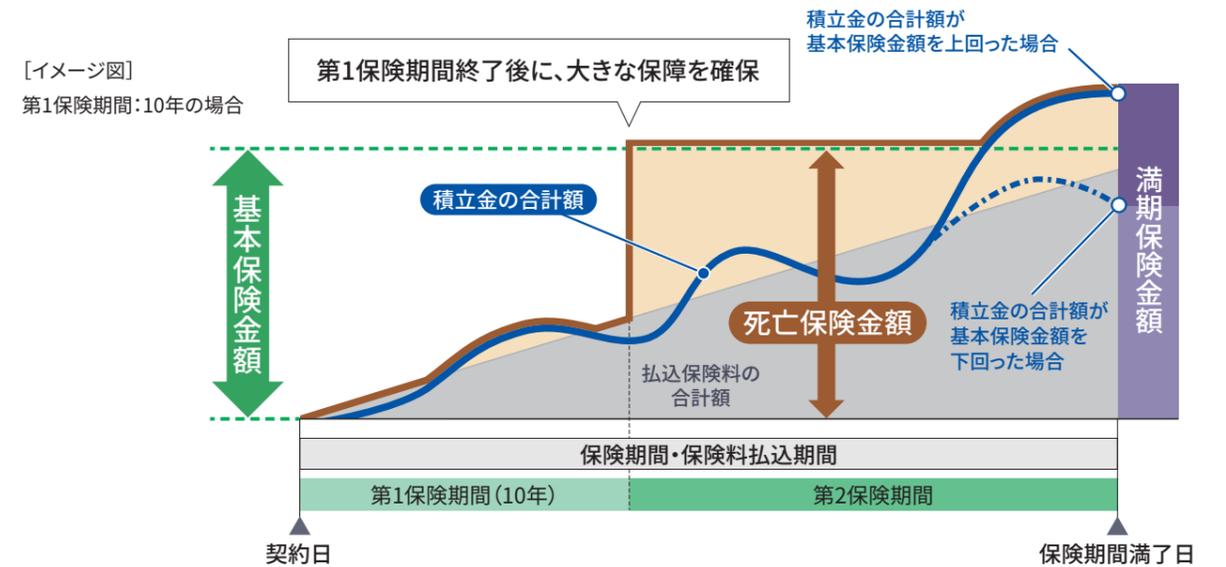
告知ありタイプ

健康状態等の告知をすることで、
契約後すぐに基本保険金額の保障が確保できます。
死亡保障に加え、高度障害を保障します。
また、特定疾病で所定の状態になったときに保険料を免除する特約を
付加することができます。



告知なしタイプ

健康状態等の告知なしで、
第1保険期間終了後に基本保険金額の保障が確保できます。
契約時に第1保険期間を10年もしくは15年から選択します。
第1保険期間中の死亡保険金額は、抑制されています。



※「告知なしタイプ」は、高度障害に対する保障はありません。

主な機能一覧

	死亡保障		高度障害保障	特定疾病で所定の状態になったときに保険料を免除 (特定疾病保険料払込免除特約を付加)
	契約後すぐに大きな保障を確保	第1保険期間終了後に大きな保障を確保		
告知ありタイプ 参照 P.5	●	—	●	●
告知なしタイプ 参照 P.7	—	●	—	—

その他の機能

- 豊富な10個の特別勘定から選択して運用
- 解約返戻金額が目標到達したら運用成果を自動で確保 (ターゲット特約を付加)
- 保険期間満了後の柔軟な選択肢
 - ・満期保険金を受取る
 - ・保障を継続 (災害保障付一時払終身保険に変更)
 - ・運用を継続 (一時払変額保険に変更)



- **最低保証はありません。**
満期保険金額、解約返戻金額に最低保証はありません。
- **リスクのある商品です。**
特別勘定で運用するため、株価や債券価格の下落・為替の変動などがあり、損失が生じるおそれがあります。

- **費用がかかります。**
保険期間中にかかる費用、特別勘定の運用にかかる費用、その他、10年以内に解約したときに差し引かれる解約控除などがあります。

健康状態等の告知をしていただくことで、
 契約後すぐに基本保険金額の保障が確保できます。
 保険期間満了時には満期保険金の取扱いを選べます。

被保険者の契約年齢範囲：0～70歳

1 保険料の払込み



保険料払込期間中、一定額の保険料をお払込みいただきます。
 保険料の払込回数は、月払・半年払・年払から選べます。

2 万一の保障 + 資産づくり



万一の保障

- 契約後すぐに基本保険金額の保障が確保できます。死亡または高度障害になったとき、死亡・高度障害保険金を受取れます。
- 特定疾病保険料払込免除特約を付加すると、保険料払込期間中にガン・急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態になったとき、以後の保険料の払込みが免除されます。

参照 特約の詳細については、P.27をご覧ください。



資産づくり

払込んだ保険料を積立金として運用します。
 ※ 保険料や積立金から、保険関係費や運用関係費を差し引きます。
 運用先は、10個の特別勘定から選べます。

3 保険期間満了時の選択



保険期間満了時の「積立金の合計額」が満期保険金となります。
 満期保険金の取扱いを次より選択できます。

受取る

- 一時金でまとめて受取る
- 確定年金(5年または10年)で分けて受取る
 ※ 無配当年金特約を付加します。

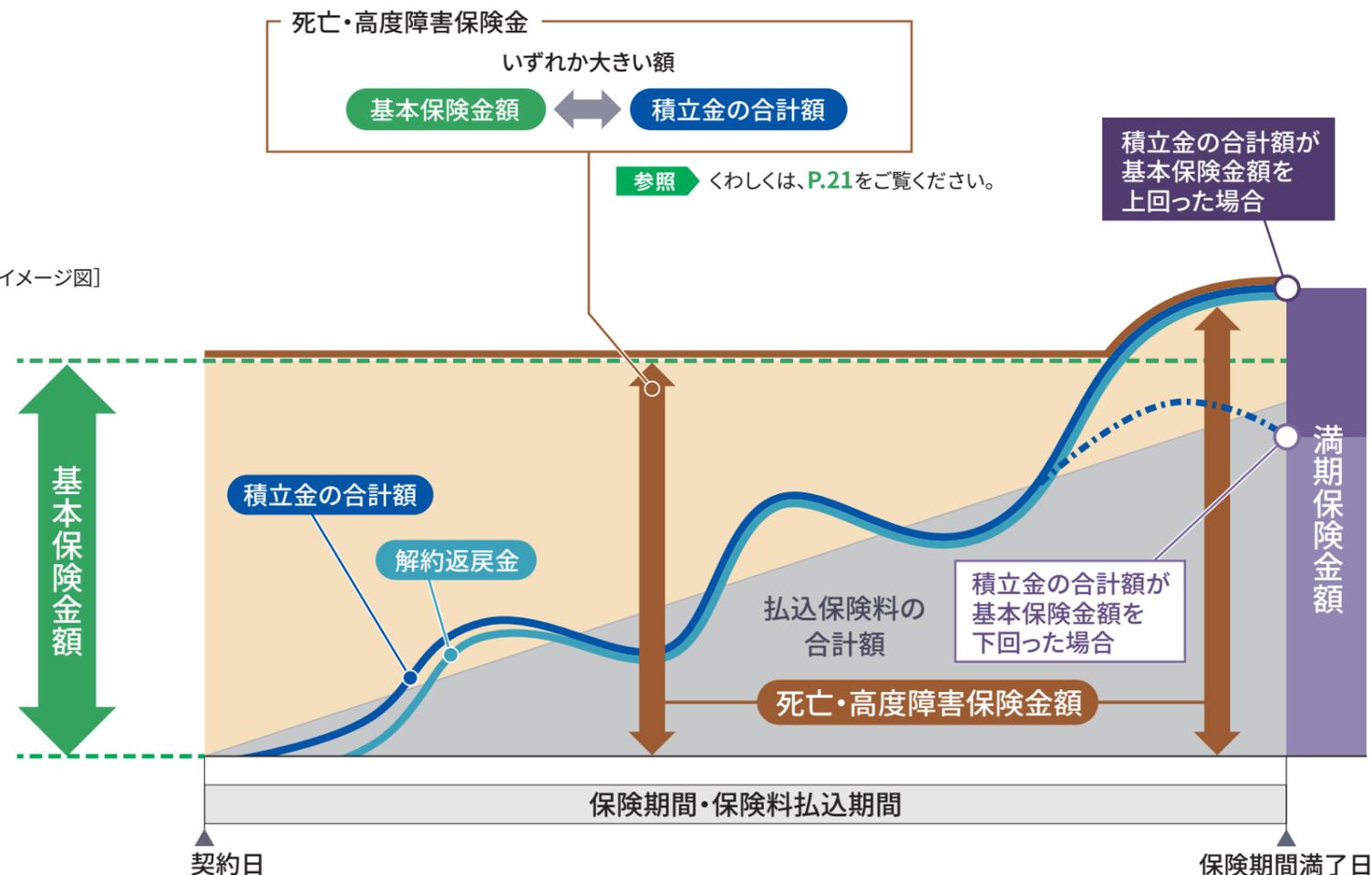
保障を継続

災害保障付一時払終身保険に変更して、保障を継続する

運用を継続

一時払変額保険に変更して、特別勘定での運用(5年または10年)を続ける

[イメージ図]



※ 図は契約内容の変更等がなかった場合のイメージです。具体的な数値は「設計書」でご確認ください。
 ※ 図はイメージであり、積立金の合計額、死亡・高度障害保険金額、満期保険金額等を保証するものではありません。
 ※ 契約内容によって、積立金の合計額・解約返戻金額等の推移は異なります。

健康状態等の告知の必要はありません。

第1保険期間は死亡保障を抑制し、

第1保険期間終了後に基本保険金額の保障が確保できます。

保険期間満了時には満期保険金の取扱いを選べます。

被保険者の契約年齢範囲：2～65歳

1 第1保険期間の選択 + 保険料を払込み



契約時に第1保険期間を次のいずれかから選択します。

10年・15年

保険料払込期間中、一定額の保険料をお払込みいただきます。
保険料の払込回数は、月払・半年払・年払から選べます。

2 万一の保障 + 資産づくり



万一の保障

第1保険期間の死亡保険金額は抑制されています。

第1保険期間終了後に基本保険金額の保障が確保できます。



資産づくり

払込んだ保険料を積立金として運用します。

※ 保険料や積立金から、保険関係費や運用関係費を差し引きます。

運用先は、10個の特別勘定から選べます。

3 保険期間満了時の選択



保険期間満了時の「積立金の合計額」が満期保険金となります。

満期保険金の取扱いを次より選択できます。

受取る

- 一時金でまとめて受取る
- 確定年金(5年または10年)で分けて受取る
※ 無配当年金特約を付加します。

保障を継続

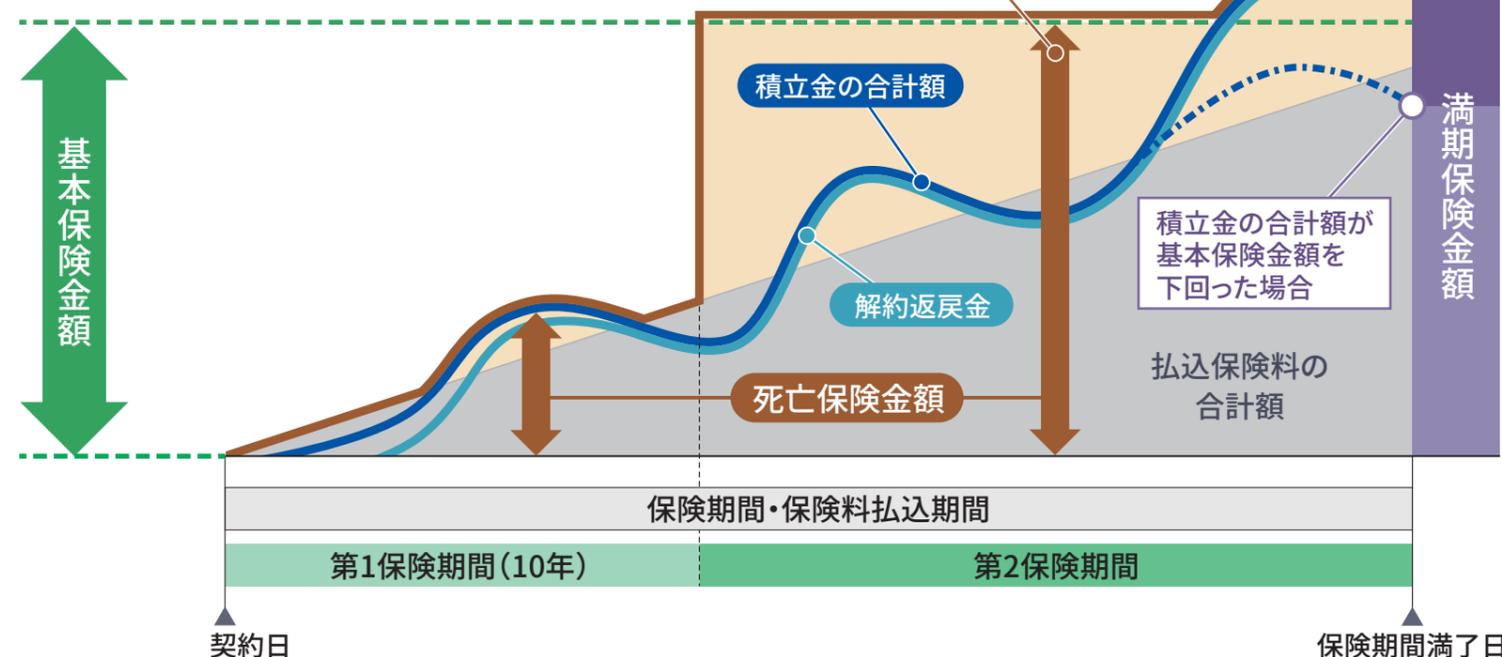
災害保障付一時払終身保険に変更して、保障を継続する

運用を継続

一時払変額保険に変更して、特別勘定での運用(5年または10年)を続ける

[イメージ図]

第1保険期間が10年の場合



* 保険金額は、保険期間によって異なります。

保険期間	保険金額
第1保険期間	月払基準保険料 × 経過月数 ※ 経過月数は、契約日から被保険者の死亡日までの月数(月数未満切り上げ)
第2保険期間	基本保険金額

※ 図は契約内容の変更等が無かった場合のイメージです。具体的な数値は「設計書」でご確認ください。

※ 図はイメージであり、積立金の合計額、死亡保険金額、満期保険金額等を保証するものではありません。

※ 契約内容によって、積立金の合計額・解約返戻金額等の推移は異なります。



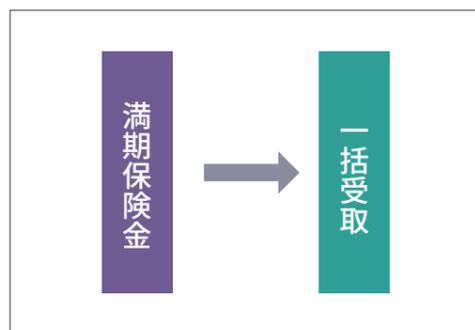
- 告知なしタイプは、高度障害に対する保障はありません。また、特定疾病保険料払込免除特約、および所定の身体障害状態に該当したときに保険料を免除する取扱いはありません。
- 告知なしタイプは、入院中(入院予定・一時退院中も含む)等の被保険者のお申込みは取扱いできません。その他、マニュアル生命で得た情報をもとに総合的に判断します。

保険期間満了時にはお客さまのニーズに合わせて
「満期保険金を受取る」「保障を継続」「運用を継続」が選べます。

満期保険金を受取る

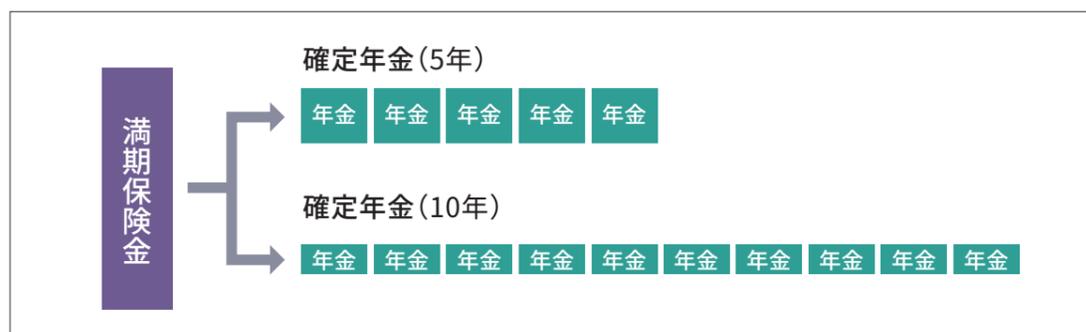
満期保険金を受取る場合、受取り方を次より選択できます。

① 一時金でまとめて受取る



② 確定年金(5年または10年)で分けて受取る

※ 無配当年金特約を付加します。



確定年金で受取る場合、特別勘定での運用は行いません。

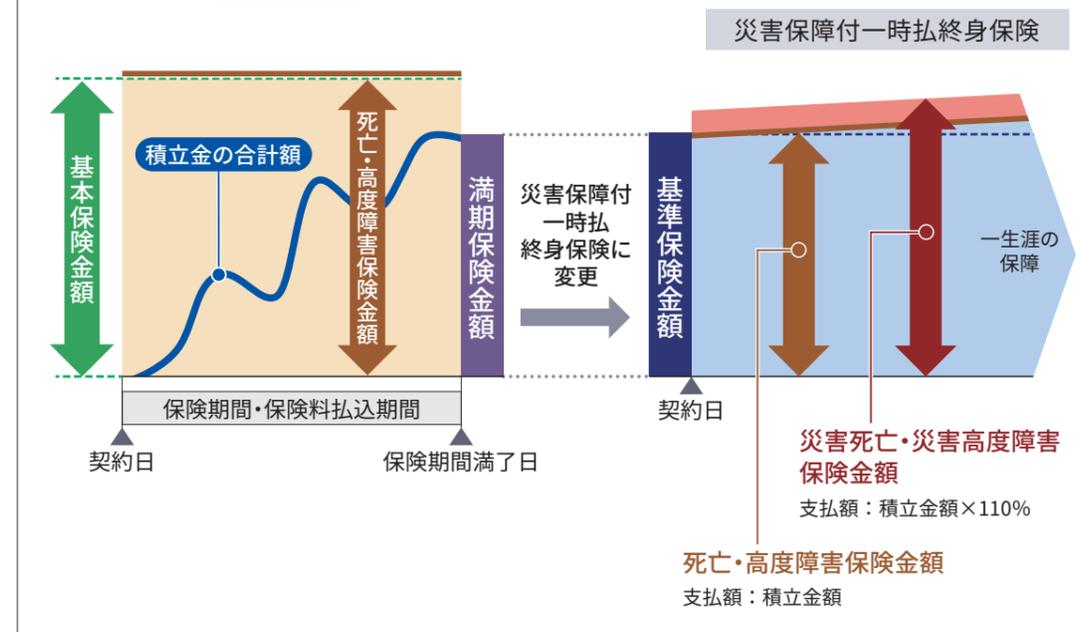
保障を継続

災害保障付一時払終身保険に変更することで、
一生涯の保障を継続できます。

■ 災害保障付一時払終身保険への変更

- 満期保険金額を一時払保険料とし、災害保障付一時払終身保険に変更します。
- 保険期間は終身となります。
- 積立金は、マニユライフ生命所定の積立利率によって積立てます。
- 変更後は保険料の払込は不要になります。

[イメージ図] 告知ありタイプの場合



- 告知なしタイプの場合、変更後も高度障害に対する保障はありません。
- 変更後、特別勘定での運用は行いません。
- 変更後、満期保険金はありません。
- 特定疾病保険料払込免除特約およびターゲット特約は消滅します。

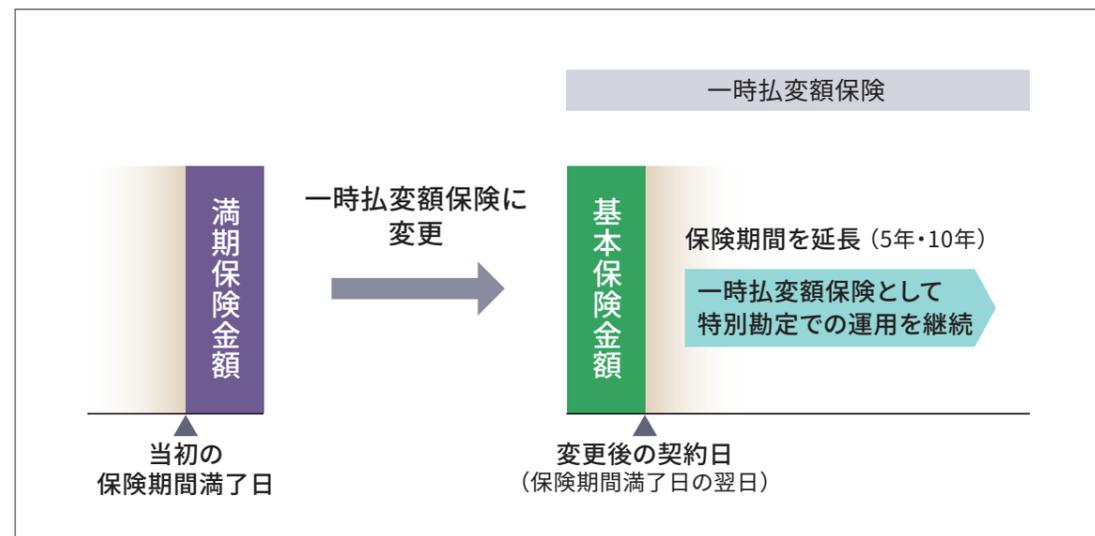
次のページへ続く

運用を継続

当初の保険期間満了日を迎えたあとも、満期保険金をもとに、一時払変額保険に変更して特別勘定での運用を継続できます。

一時払変額保険への変更

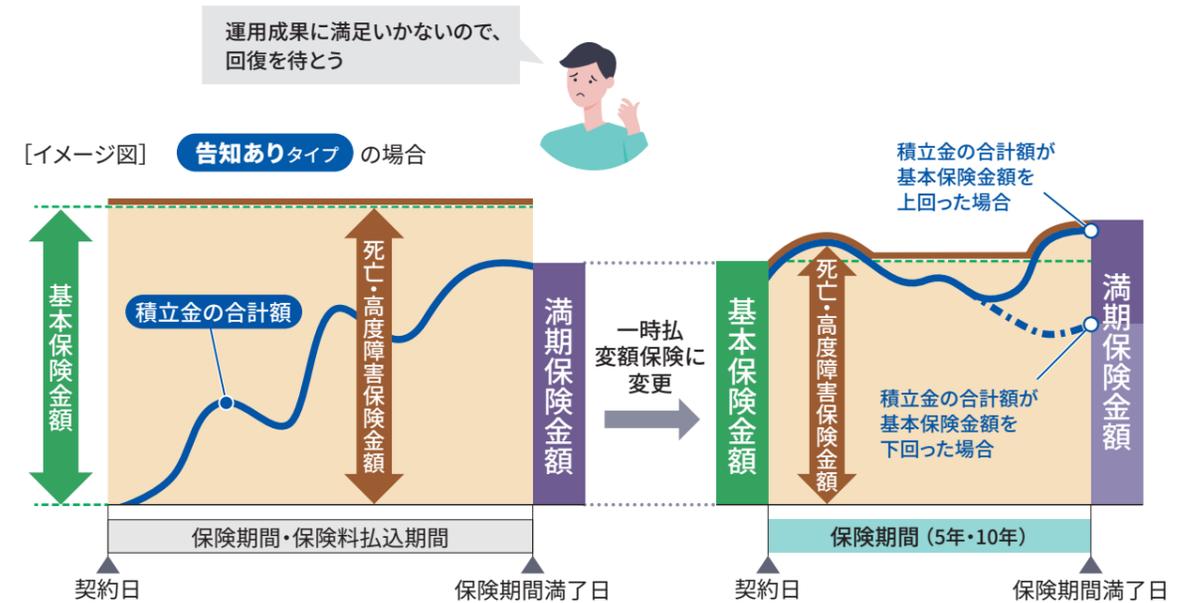
- 満期保険金を一時払保険料として、一時払変額保険に変更します。保険期間*が5年または10年延長され、特別勘定での運用を継続できます。
- 変更後は保険料の払込みは不要になります。



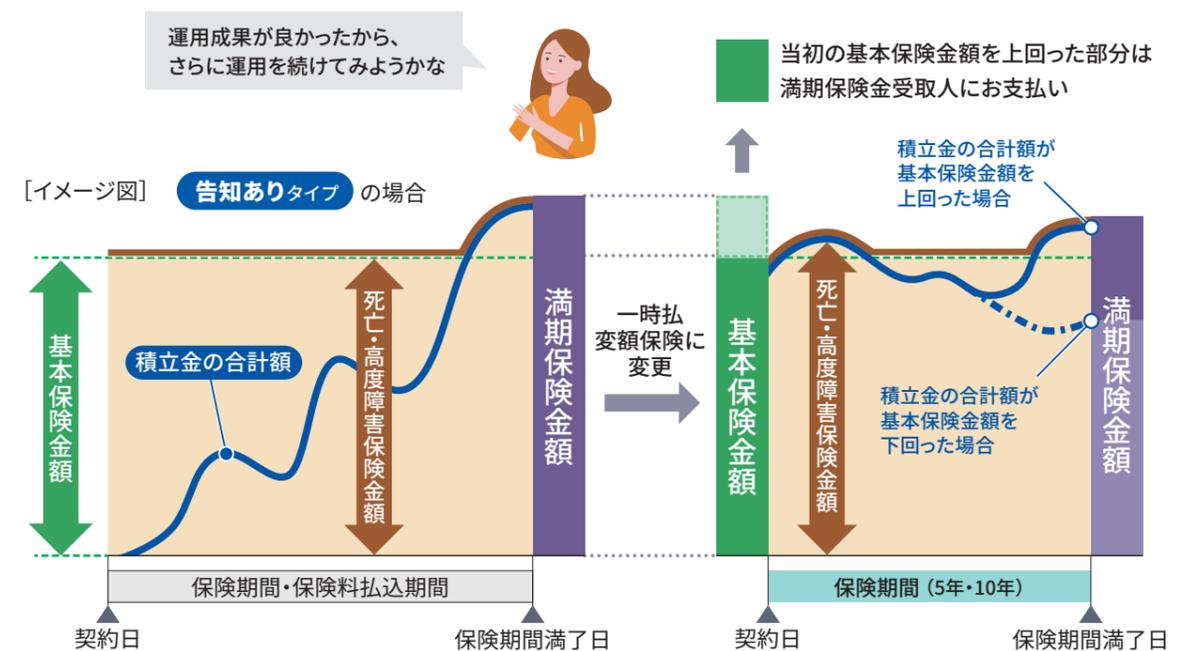
* 変更後の保険期間満了時の年齢が80歳を超えるときは、保険期間は80歳満期となります。

参照 一時払変額保険に変更できない場合については「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。

当初の満期保険金額が、基本保険金額と同額または下回った場合



当初の満期保険金額が、基本保険金額を上回った場合



- 告知なしタイプの場合、変更後も高度障害に対する保障はありません。
- 特定疾病保険料払込免除特約は消滅します。

払込みを長い間続けられるか不安、という方のために、この保険では長期運用のサポート機能を備えています。

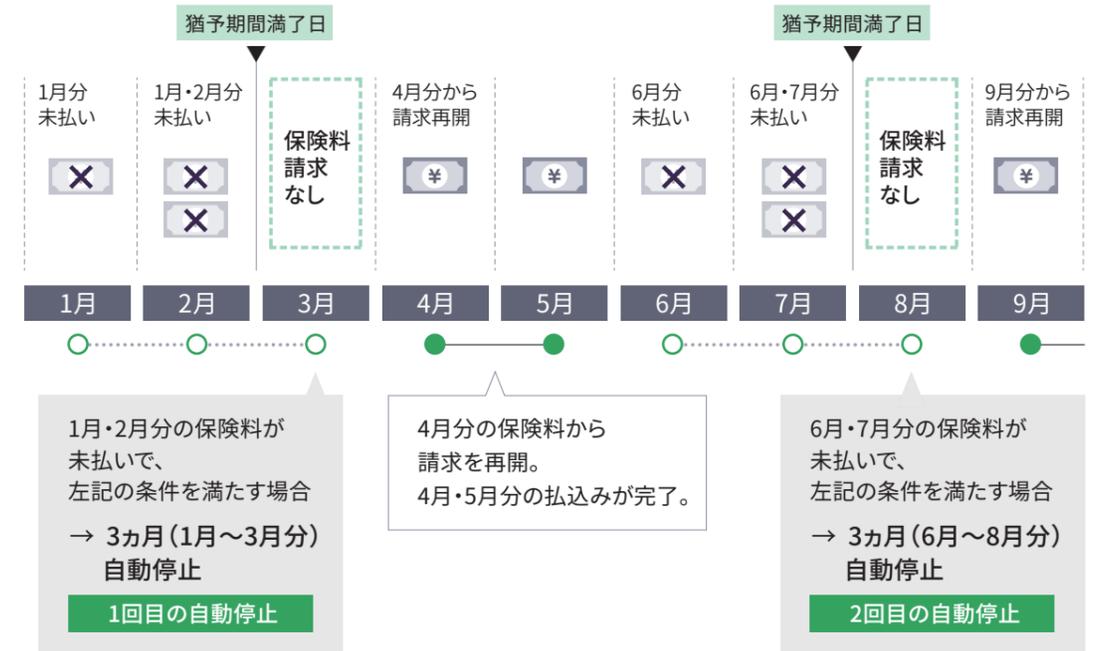
■ 保険料払込の自動停止

- お客さまの口座から保険料の引落しができない場合等に、契約を有効に継続させる機能です。
- 保険料払込の自動停止が行われても、基本保険金額は変わりません。
- 保険料払込の自動停止は、お客さまからあらかじめ申し出があった場合は取扱いしません。

条件	保険料払込の猶予期間満了日に、積立金の合計額が会社の定める次の金額以上であること	
月払	告知ありタイプ 月払保険料の6ヵ月分以上あること	告知なしタイプ 月払保険料の8ヵ月分以上あること
半年払	半年払保険料の1年以上あること	
年払	年払保険料の2年以上あること	
	※ 特定疾病保険料払込免除特約付加時は、特約保険料も含む。 ※ 猶予期間は、告知ありタイプは払込期月の翌月1日から末日、告知なしタイプは払込期月の翌月1日から翌々月末日までです。	
停止期間	告知ありタイプ 3ヵ月分	告知なしタイプ 4ヵ月分
	半年払 6ヵ月分	
	年払 1年分	

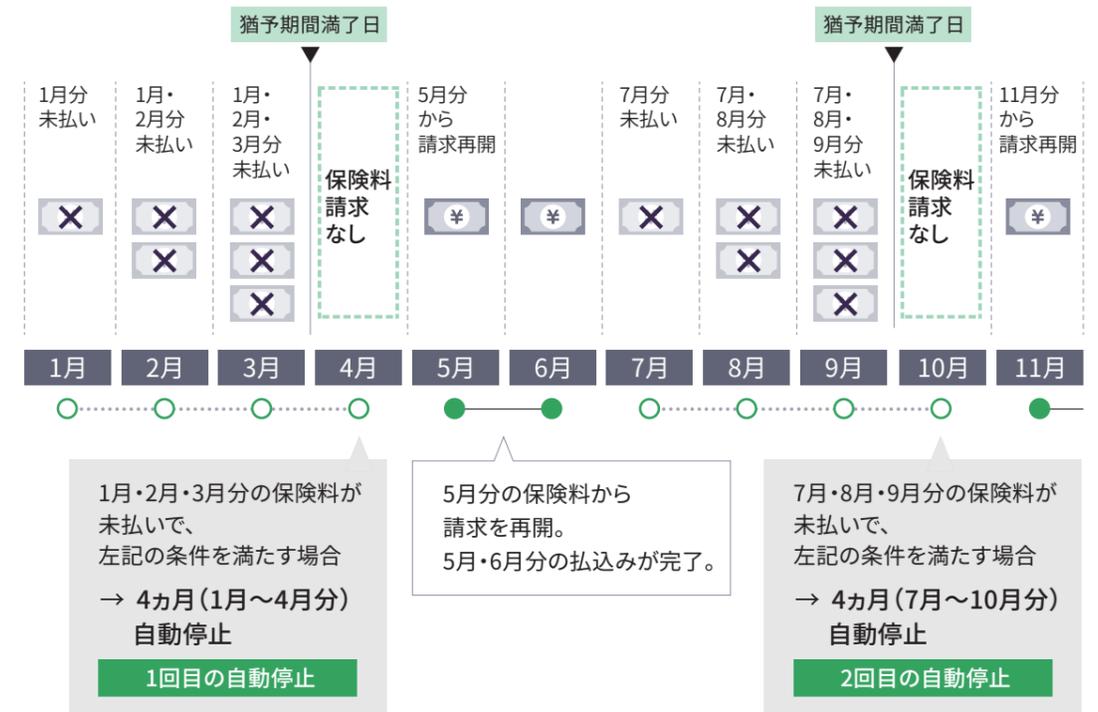
- お客さまのお申出では、保険料払込の停止は行いません。
- 保険料払込の猶予期限内に保険料のお払込みがないと、**猶予期間満了日の翌日にご契約は、告知ありタイプの場合、失効します。告知なしタイプの場合、解除となります。**ただし、保険料払込の自動停止が可能な場合、契約を有効に継続させます。
参照 くわしくは、P.29をご覧ください。
- 保険料払込の自動停止中も、特別勘定での運用は継続され、保険関係費(保険料の収納に必要な費用を除く)・運用関係費がかかります。
- 保険料払込の自動停止中は、保険料払込方法等の契約内容の変更は取り扱いません。また、保険料払込の自動停止が行われた保険料をその後払込むことはできません。
- 保険料払込の自動停止が行われた場合、通常どおり保険料の払込みがあった場合と比べ、積立金の合計額は少なくなります。
- 法人契約、個人事業主契約の場合、保険料払込の自動停止はお取扱いできません。

告知ありタイプ (例) 月払で保険料払込の自動停止が2回発生した場合



※ 9月以降も猶予期間が過ぎて保険料が未払いの状態でも、左記の条件を満たす場合は、保険料払込の自動停止が行われます。

告知なしタイプ (例) 月払で保険料払込の自動停止が2回発生した場合



※ 11月以降も猶予期間が過ぎて保険料が未払いの状態でも、左記の条件を満たす場合は、保険料払込の自動停止が行われます。

投資するタイミングを分けて時間分散する運用手法としては、ドル・コスト平均法があります。

この保険でも、同じ手法で時間分散による運用を行っていきます。

参考 | 時間分散のイメージ(ドル・コスト平均法の活用)

ドル・コスト平均法とは、価格が上下する商品を一定の金額で、かつ時間を分散して定期的買い続ける手法です。この方法で商品を買うと、価格が低いとき購入数は多くなり、価格が高いとき購入数は少なくなります。

たとえば、旬に連動して毎月価格が変動するりんごを購入し利益を出すことに置き換えてみましょう。

🍏 = 10個 🍏 = 1個

購入時	購入月	8月	9月	10月	11月	12月	5ヵ月後の結果
(例)	りんごの単価	400円	200円	100円	100円	200円	
Aさん 毎月10個購入	個数	10個	10個	10個	10個	10個	🍏🍏🍏🍏🍏 総個数 50個
	購入金額	4,000円	2,000円	1,000円	1,000円	2,000円	🍏🍏🍏🍏🍏 総額 10,000円
Bさん 毎月2,000円分購入(ドル・コスト平均法)	個数	5個	10個	20個	20個	10個	🍏🍏🍏🍏🍏🍏🍏🍏🍏🍏 総個数 65個
	購入金額	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	🍏🍏🍏🍏🍏 総額 10,000円

AさんもBさんも、5ヵ月間で総額1万円分購入しました。しかし、りんごの総個数はドル・コスト平均法を使って毎月2,000円分のりんごを購入したBさんの方が、このケースの場合では多くなりました。

売却時

りんご売却時の成果はこの式で決まります。 **売却金額 = 総個数 × 単価(売却時の価格)**

(例) 売却時にりんごの単価が200円だった場合

	売却金額	利益
Aさん	50個 × 200円 = 10,000円	0円
Bさん (ドル・コスト平均法)	65個 × 200円 = 13,000円	3,000円

Bさんは多くのりんごを購入していたので、3,000円の利益が出ました。

■ 時間分散を活かした運用

この保険でも、左ページ「参考」と同じように、ドル・コスト平均法の運用手法を使います。毎月一定額の保険料を払込み、「ユニット」を購入していきます。1ユニットの単価価格、「ユニットプライス」は毎日変動します。「ユニット」は「りんご1個」、「ユニットプライス」は「りんごの単価」のイメージです。

購入時	(保険期間・保険料払込期間)					最終月	保険期間満了時の結果
払込月	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目			
ユニットプライス (毎日変動)							
ユニット (ユニットプライスに応じて購入するユニット数も変動)							ユニット総数
保険料 (毎月一定額)							払込保険料の合計額

※ 表はイメージです。保険関係費と運用関係費は考慮していません。

売却時 (保険期間満了時)

この保険での最終的な運用成果も、りんご売却時と同じように、次の式で決まります。

この保険の運用成果もこの式で決まります。 **運用成果 = ユニット総数 × ユニットプライス**
(保険期間満了時の価格)

投資対象を多様化させ、資産分散を図るとリスクのコントロールが期待できます。

この保険では、世界、国内、株式、債券など、多彩な10個の特別勘定からお客様の運用スタイルにあわせて自由に選択し、組み合わせられます。

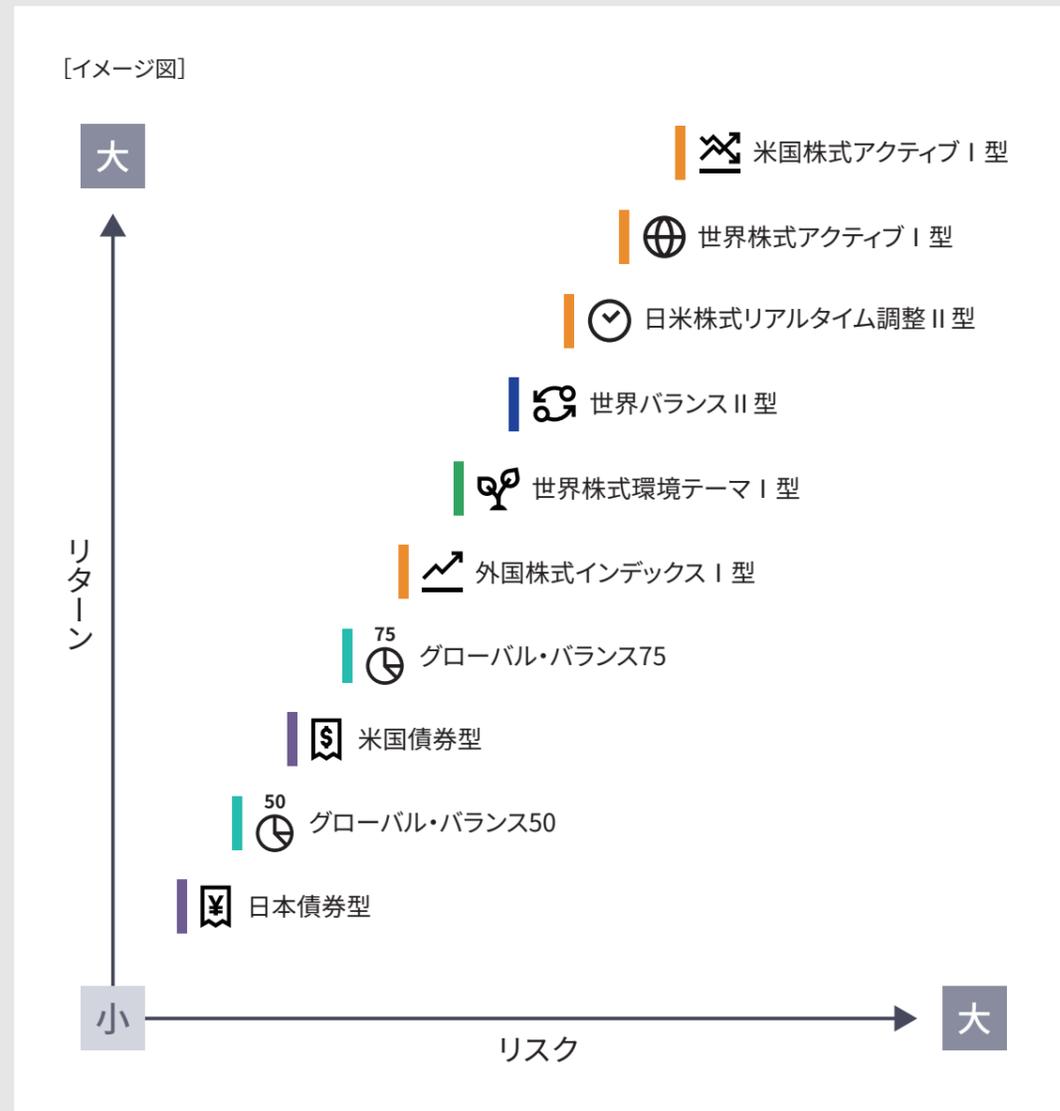
特色	名称	主な投資対象	主な投資対象となる投資信託等	運用会社等	運用方針
株式に投資	 世界株式アクティブⅠ型	投資信託	グローバル株式ファンド・ 為替ヘッジなし (適格機関投資家向け)	アモーヴァ・ アセットマネジメント 株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 世界の株式の中から厳選した銘柄に投資します。 エジンバラに拠点を置く運用チームにより、高いパフォーマンスを目指します。 為替ヘッジは行いません。
	 外国株式インデックスⅠ型		マニユライフ・外国株式 インデックスファンド・ヘッジあり (適格機関投資家専用)	マニユライフ・ インベストメント・ マネジメント株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 世界の先進国の株式に幅広く投資します。 先進国の株式市場の動きと連動する投資成果を目指します。 為替ヘッジを行います。
	 米国株式アクティブⅠ型		アライアンス・バーンスタイン・ 米国成長株投信(為替ヘッジなし) (適格機関投資家専用)	アライアンス・ バーンスタイン 株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 成長の可能性が高いと判断される米国株式に投資を行い、積極的な運用を行います。 為替ヘッジは行いません。
	 日米株式リアルタイム調整Ⅱ型	指数連動 債券	日米株式 リアルタイム調整戦略Ⅱ連動債券 (適格機関投資家専用)	SPACE II Limited*	<ul style="list-style-type: none"> 日米株式の3つのポートフォリオを組み合わせ運用します。 機動的な配分調整と日中取引により安定したパフォーマンスを目指します。 各資産への配分には、先物取引を用います。 為替ヘッジは行いません。
ポートフォリオを切り替えながら運用	 世界バランスⅡ型	投資信託	ダイナミックベータ戦略 円建連動債券 (適格機関投資家専用)	BNPパリバ・ イシュアンスB.V.	<ul style="list-style-type: none"> 基本ポートフォリオは、株式投資の魅力度に応じて配分を切り替えます。株式投資の魅力度が高いときは「株式ポートフォリオ」に、そうでないときは「資産分散ポートフォリオ」に投資します。 基本ポートフォリオに対して約1.5倍のレバレッジ取引を活用し、高いパフォーマンスを目指します。
気候変動リスクに配慮した銘柄に投資	 世界株式環境テーマⅠ型		クライメットケア 株式戦略連動債券 (適格機関投資家専用)		<ul style="list-style-type: none"> 日・米・欧の気候変動リスクに配慮した企業により構成される株式指数に連動する投資を行い、中長期的なリターン獲得を目指します。 市場リスクの高まりにあわせて、リターンの下支えを目的として、機動的にVIXの先物を活用します。
国内外の株式と債券に分散投資	 75 グローバル・バランス75	投資信託	マニユライフ・ 国際分散ファンド75 (適格機関投資家専用)	マニユライフ・ インベストメント・ マネジメント株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の株式と債券に分散投資します。 株式への投資割合を75%にして、高いパフォーマンスを目指しています。 為替ヘッジを行います。
	 50 グローバル・バランス50		マニユライフ・ 国際分散ファンド50 (適格機関投資家専用)		<ul style="list-style-type: none"> 国内外の株式と債券に分散投資します。 株式への投資割合を50%にして、安定的なパフォーマンスを目指しています。 為替ヘッジを行います。
債券に投資	 米国債券型		マニユライフ・ 米国投資適格債券戦略ファンド (適格機関投資家専用)		<ul style="list-style-type: none"> 主に米ドル建て債券(米国国債、社債等)に投資を行います。 為替ヘッジは行いません。
	 日本債券型	マニユライフ・ 日本債券インデックスファンド (適格機関投資家専用)	<ul style="list-style-type: none"> 主に国内の公社債等に投資します。 リスクを抑え、収益性よりも安全性を重視した特別勘定です。 市場が混乱しているときや、スイッチングをしようとしているとき等に、一時的に資金を待避させておく用途にも活用できます。 		

* モルガン・スタンレーが設計した債券の発行を専門とする特別目的会社 (SPV, Special Purpose Vehicle)

参考 | 各特別勘定のリスク・リターン分布

資産分散を図るために、この保険では、リスクとリターンの異なる特別勘定を取り揃えています。

リスクの大きな特別勘定を選ぶと大きなリターンを得られる可能性もあれば、大きな損失を生むこともあります。リスクの許容度にあわせて特別勘定をお選びください。



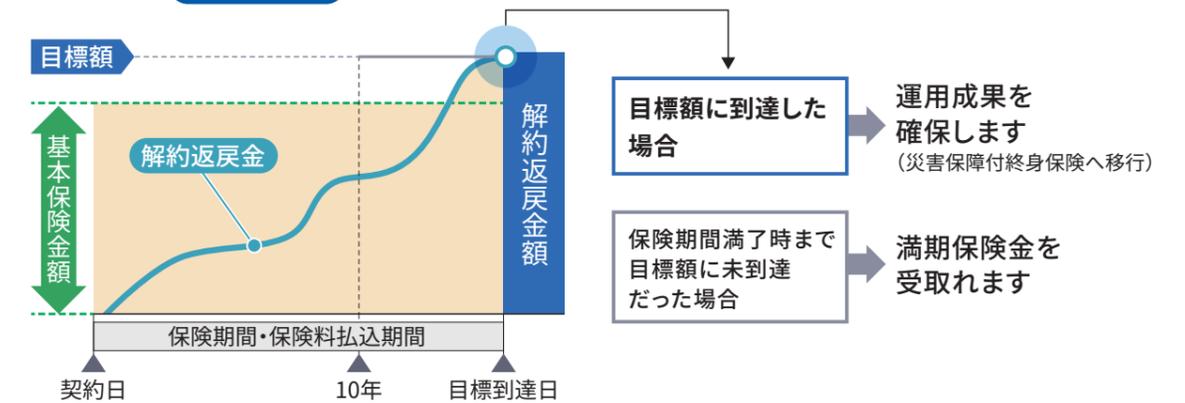
※ 図はイメージです。将来の各特別勘定のリスクとリターンを保証するものではありません。

役立つ機能

■ ターゲット特約

ターゲット特約を付加すると、契約の10年後から目標額の到達状況を判定して、運用成果を自動的に確保します。

[イメージ図] 告知ありタイプ の場合



● 目標額・目標値

$$\text{目標額} = \text{基本保険金額} \times \text{目標値}$$

※ 減額した場合、減額後の基本保険金額になります。
 ※ 災害保障付終身保険への移行前は、目標値を再設定して目標額を変更できます。

保険期間	目標値
10年*	125%～150% (5%刻み)
11年以上 20年以下	125%～150% (5%刻み)
21年以上	115%～150% (5%刻み)

* 一時払変額保険へ変更した場合のみ

● 判定期間

契約日から10年経過後の契約応当日以後、毎営業日

※ 契約日から10年間、または、契約の効力が失われている場合には判定しません。

● ターゲット特約の条件

特約を付加または解約できる場合	特約を付加できない場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険期間中 ・ 一時払変額保険に変更後 ・ 払済変額保険に変更後 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険期間が10年以下 (一時払変額保険に変更後を除く) ・ 払済定額終身保険に変更後 ・ 災害保障付一時払終身保険に変更後

● 運用成果確保後の取扱い

- ・ 特別勘定での運用は行いません。
- ・ いつでも解約できます。解約返戻金*は目標額を下回ることはありません。

* 減額して受け取った場合は、解約返戻金の合計額

各種取扱い

■ 主契約の給付内容

告知ありタイプ

● 死亡・高度障害保険金

保険金	支払額	支払事由	受取人
死亡保険金	次のいずれか大きい額 (1) 積立金の合計額 (2) 基本保険金額	被保険者が保険期間中に死亡したとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金		被保険者が保険期間中に所定の高度障害状態に該当したとき	被保険者*

* 契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人および満期保険金受取人の場合には契約者にお支払いします。

● 満期保険金

保険金	支払額	支払事由	受取人
満期保険金	積立金の合計額	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき	満期保険金受取人

次の場合、
保険料の払込みを
免除します。

被保険者が不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害状態に該当したとき
※ 告知なしタイプは取扱いがありません。

告知なしタイプ

● 死亡保険金

保険金	支払額	支払事由	受取人
死亡保険金	次のいずれか大きい額 (1) 積立金の合計額 (2) 保険金額	被保険者が保険期間中に死亡したとき	死亡保険金受取人

(2) 保険金額 は、次のとおり計算します。

保険期間	保険金額
第1保険期間	月払基準保険料 × 経過月数*
第2保険期間	基本保険金額

* 契約日から被保険者の死亡日までの月数(月数未満切り上げ)

● 満期保険金

保険金	支払額	支払事由	受取人
満期保険金	積立金の合計額	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき	満期保険金受取人

■ 災害保障付終身保険に変更後の保障

被保険者が支払事由に該当したとき、災害保障付終身保険の保険金をお支払いします。

災害保障付終身保険に変更となるケース

- ① ターゲット特約の運用成果確保後
解約返戻金が目標額到達した後に、
災害保障付終身保険へ移行となった場合
- ② 保険期間満了後に保障を継続
保険期間満了時に満期保険金をもとに、
災害保障付一時払終身保険に変更した場合

● 災害保障付終身保険の保険金

保険金	支払額	支払事由	受取人
死亡保険金	積立金額	変更日以後に死亡したとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金 (告知ありタイプのみ)		責任開始期以降に発病した疾病 または発生した傷害を原因として、 変更日以後に所定の高度障害状態 に該当したとき	被保険者
災害死亡保険金	積立金額 × 110%	変更日以後に不慮の事故・感染症を 原因として死亡したとき	死亡保険金受取人
災害高度障害 保険金 (告知ありタイプのみ)		変更日以後に不慮の事故・感染症を 原因として所定の高度障害状態に 該当したとき	被保険者

※ 告知なしタイプは、災害保障付終身保険へ変更後も高度障害に対する保障はありません。



- 積立金の合計額がゼロとなっても契約の効力は失われません。
- 保険金は、重複してお支払いしません。
- 保険金を支払った場合、契約は消滅します。

参照 保障について、くわしくは「[契約締結前交付書面\(契約概要/注意喚起情報\)](#)」「[ご契約のしおり/約款](#)」をご覧ください。

次のページへ続く

各種取扱い (つづき)

■ 保険期間・保険料払込期間、契約年齢範囲

保険期間・保険料払込期間	契約年齢範囲		
	告知ありタイプ	告知なしタイプ	
		第1保険期間	
		10年	15年
10年	0～70歳	—	—
15年	0～70歳	—	—
20年	0～65歳	51～65歳	—
25年	0～60歳	36～60歳	36～60歳
30年	0～55歳	20～55歳	20～55歳
50歳満期	0～40歳	2～20歳	2～20歳
55歳満期	4～45歳	4～25歳	4～25歳
60歳満期	4～50歳	4～30歳	4～30歳
65歳満期	4～55歳	4～40歳	4～40歳
70歳満期	4～60歳	4～45歳	4～45歳
75歳満期	4～65歳	4～55歳	4～50歳
80歳満期	16～70歳	16～60歳	16～55歳
85歳満期	16～70歳	16～65歳	16～60歳

※ 0歳は、申込日が出生の日からその日を含めて14日経過後となります。

※ 保険金額などの諸条件により、取扱いが異なる場合があります。
くわしくは生命保険募集人にお問い合わせください。

■ 基本保険金額

金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低額：200万円 ● 最高額：7億円（普通死亡保険金額の各通算限度と通算）
指定方法	契約時に次のどちらかを指定できます。 <ol style="list-style-type: none"> ① 保険料建（保険料を指定） ② 保険金額建（基本保険金額を指定） 10万円単位で指定した基本保険金額

※ 基本保険金額が1,000万円以上の場合、保険料の割引が適用されます。

■ 最低保険料

最低額	月払：5,000円 / 半年払：29,000円 / 年払：59,000円
単位	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料建：1,000円単位 ● 保険金額建：1円単位

■ 保険料払込方法

回数	月払 / 半年払 / 年払
経路	口座振替扱 / クレジットカード扱 / 団体扱 ※ 半年払、年払、法人契約、個人事業主契約では、クレジットカード払の取扱いはできません。

■ 一括払・前納

種類	払込年月数	生命保険料控除の対象額
一括払	2～12ヵ月分をまとめて ※ マニユライフ生命所定の利率で割引があります。	その年に払込期日を迎えた金額
前納 (年払のみ)	2年以上分をまとめて ※ マニユライフ生命所定の利率で割引があります。	$\text{前納した総額} \times \frac{\text{前納保険料に係るその年中に到来する払込期日の回数}}{\text{前納保険料に係る払込期日の総回数}}$



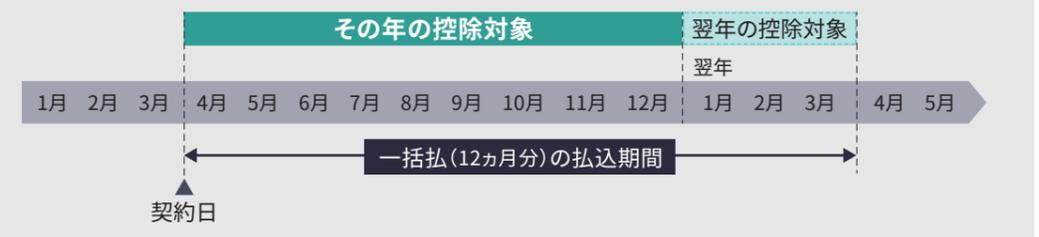
一括払や前納でまとめて払込みいただいた保険料は、必ずしも全額がその年の生命保険料控除の対象となるわけではありません。

Column コラム

生命保険料控除の対象額は？

年払・半年払は、その年中に支払った保険料が「生命保険料控除」の対象となります。
一括払や前納の場合、その年に払込期日を迎えた金額が、その年の生命保険料控除の対象になります。たとえば、4/1が契約日になる一括払で12ヵ月分をまとめて払込んだとき、4月～12月の金額だけが、その年の控除対象になります。

(例) 一括払を選んだとき(契約日が4/1の場合)



次のページへ続く

■ 特別勘定への繰入日

月払基準保険料*	第1回	契約日からその日を含めて8日目、承諾日のいずれか遅い日末
	第2回以後	<p>① 月払契約の場合</p> <p>払込期月における月単位の契約応当日またはマニュアル生命が保険料の入金を確認した日のいずれか遅い日末</p> <p>② 年払・半年払契約の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・告知ありタイプ：払込期月およびその翌月 告知なしタイプ：払込期月、その翌月および翌々月 <p>月単位の契約応当日またはマニュアル生命が保険料の入金を確認した日のいずれか遅い日末</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の月 <p>月単位の契約応当日末</p> <p>※ 年払・半年払契約の場合、1ヵ月ごとに月払基準保険料(月払契約の場合の保険料)として分割し、保険料の収納に必要な費用を控除して特別勘定へ繰り入れます。</p> <p>※ 年払・半年払契約の保険料のうち特別勘定に繰り入れられていない部分については、特別勘定での運用は行いません。</p>
一時払変額保険への変更時の一時払保険料		契約日末

* 特定疾病保険料払込免除特約を付加した場合は、その月払基準保険料を含みます。

※ 契約の効力が失われている場合は、特別勘定での運用は行いません。

■ スイッチング・繰入割合の変更

特別勘定での運用中、自由に特別勘定の種類や繰入割合を変更できます。

	スイッチング	繰入割合の変更
内容	選択している特別勘定の積立金を、別の特別勘定へ移転すること	今後払込む保険料の繰入割合を変えること
費用	1保険年度、12回まで無料 13回以上は1回あたり2,500円*	無料
設定単位	1%	1%
イメージ	<p>積立金を移転</p>	<p>保険料の繰入割合を変更</p>

* 1回のスイッチングで複数の特別勘定の積立金を移転する場合、スイッチング手数料を移転元のそれぞれの積立金額で按分して差し引きます。

■ 解約

契約を解約して解約返戻金を受取れます。

解約返戻金額は、積立金額から解約控除を差し引いた金額となります。

※ 解約した場合、契約は消滅します。

※ 特定疾病保険料払込免除特約には解約返戻金はありません。

■ 基本保険金額の減額

基本保険金額を減額して、保険料のご負担を軽くすることができます。

減額部分は解約されたものとして取り扱います。

減額後は、保険金額建となります。契約日から10年以内の減額には、解約控除がかかります。

■ ご契約が消滅したとき等における保険料のお取扱い

保険料を月払により払込みいただいた場合、ご契約が消滅したとき等に、保険料の未経過分の払戻しはありません。ただし、保険料を半年払、年払、一括払または前納により払込みいただいた後、保険契約が消滅したとき等、保険契約に充当していない保険料がある場合には、充当していない保険料を払い戻します。

※ 保険料は特約保険料を含みます。

次のページへ続く

■ 付加できる特約

● 特定疾病保険料払込免除特約 (告知ありタイプのみ)

被保険者が、悪性新生物(ガン)、急性心筋梗塞または脳卒中に罹患し、次の状態に該当したとき、その後の保険料の払込みが免除となります。

特定疾病	払込免除になる場合
悪性新生物 (ガン)	ガン責任開始日*以後に、ガン責任開始日前を含めて初めてガンに罹患したと診断確定されたとき
急性心筋梗塞 脳卒中	責任開始期後の疾病を原因として所定の急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、つぎの【入院】もしくは【手術】のいずれかに該当したとき 【入院】 つぎのすべてを満たす入院をしたとき ① その入院が急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因とする入院であること ② その入院が急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的とした病院または診療所への入院であること 【手術】 つぎのすべてを満たす手術を受けたとき ① 急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因とする手術であること ② その手術が急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的とした病院または診療所における手術であること ③ その手術が公的医療保険制度における医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術であること

*「ガン責任開始日」とは、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて91日目をいいます。



- ガン責任開始日の前日以前にガンにかかったと診断確定されていた場合は、保険料の払込みは免除しません。この場合、ガンと診断確定されてからその日を含めて6ヵ月以内にご契約者からお申し出があったときは、この特約は無効となります。
- 主契約に特別な条件をつけて引受ける場合、この特約は付加できません。
- 上皮内ガンは、この特約の払込免除の対象ではありません。

● ターゲット特約

契約の10年後から目標額の到達状況を判定して、運用成果を自動的に確保します。

● 無配当年金特約

保険金を確定年金(5年・10年)で受取れます。

● 指定代理請求特約 (告知ありタイプのみ)

被保険者が受取人となる保険金を、被保険者が請求できない特別な事情があるときに指定代理請求人が請求できます。

※ 告知なしタイプおよび法人契約には付加できません。

■ クーリング・オフ

ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。この場合、払込みいただいた金額をお返しします。

クーリング・オフ期間

次の①②のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内

- ① 申込日
- ② 第1回保険料相当額の払込日*

* クレジットカードを利用する場合、マニュアル生命でクレジットカードの有効性等の確認ができた日

※ マニュアル生命が指定する医師による診査後や、契約者が法人の場合等は、クーリング・オフはできません。

■ 更新

取扱いはありません。

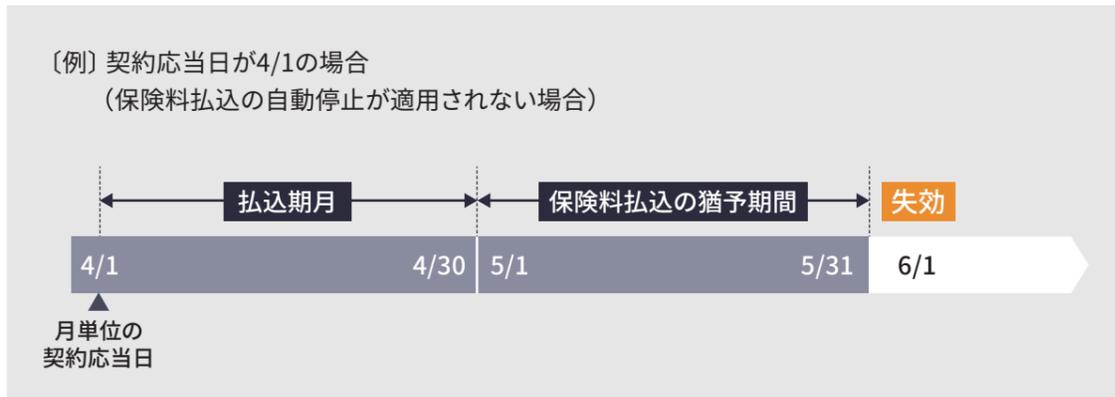
次のページへ続く

■ 猶予期間内に保険料のお払込がない場合の取扱い

告知ありタイプ

- 告知ありタイプの保険料払込の猶予期間は、払込期月の翌月1日から末日までです。
- 保険料払込の猶予期間内に保険料の払込みがないと、猶予期間満了日の翌日にご契約は失効します。

ただし、保険料払込の自動停止が可能な場合には、あらかじめお申し出がない限り、保険料の払込みが自動的に停止されたものとしてご契約を有効に継続させます。この場合、通常通り保険料の払込みがあった場合と比べ、積立金の合計額は少なくなります。



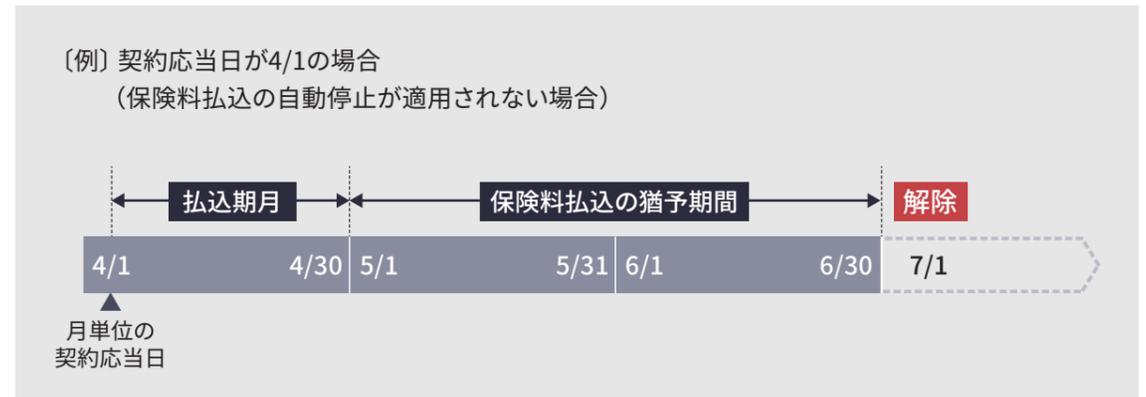
- 失効したご契約でも、失効した日からその日を含めて3ヵ月以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。ただし、健康状態等によっては復活できない場合があります。



告知なしタイプ

- 告知なしタイプの保険料払込の猶予期間は、払込期月の翌月1日から翌々月末日までです。
- 保険料払込の猶予期間内に保険料の払込みがないと、猶予期間満了日の翌日にご契約は解除となります。

ただし、保険料払込の自動停止が可能な場合には、あらかじめお申し出がない限り、保険料の払込みが自動的に停止されたものとしてご契約を有効に継続させます。この場合、通常通り保険料の払込みがあった場合と比べ、積立金の合計額は少なくなります。



- 告知なしタイプの場合、失効・復活の取扱いはありません。
- 解除となった場合、ご契約の復活はできません。

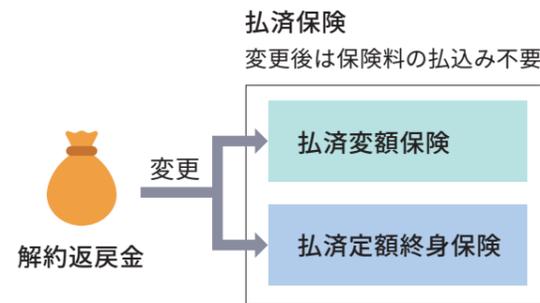
参照 保険料払込の自動停止についてはP.13をご覧ください。

次のページへ続く

各種取扱い (つづき)

■ 払済保険

保険料の払込みが困難になったとき等、
保険料を払わずに契約を有効に続けられます。
解約返戻金をもとに払済保険に変更します。



	払済変額保険に変更する	払済定額終身保険に変更する
保険期間	5年	終身
変更できる時期	契約日から2年経過後の保険料払込期間中	契約日から2年経過後の保険料払込期間中
特別勘定	変更前と同じ特別勘定で運用を継続します。	特別勘定での運用は行いません。



- 告知なしタイプは、払済保険へ変更後についても高度障害に対する保障はありません。
- 告知なしタイプの第1保険期間中は、払済定額終身保険へ変更できません。

参照 払済保険に変更できない場合については「[ご契約のしおり／約款](#)」をご覧ください。

リスク

この保険は特別勘定で運用するため、
株価や債券価格の下落・為替の変動など(投資リスク)の影響を受けます。
運用実績により、**積立金の合計額、満期保険金額、解約返戻金額、死亡保険金額などが変動します。**

■ 投資リスク

・主に次の投資リスクがあります。

- ① 価格変動リスク
- ② 金利変動リスク
- ③ 為替変動リスク
- ④ 信用リスク*
- ⑤ カントリーリスク

* 指数連動債券に投資する特別勘定の場合、運用会社等の信用リスクを含みます。

・スイッチングなど特別勘定の種類を変更した場合、
選択した特別勘定によってリスクの種類が変わります。

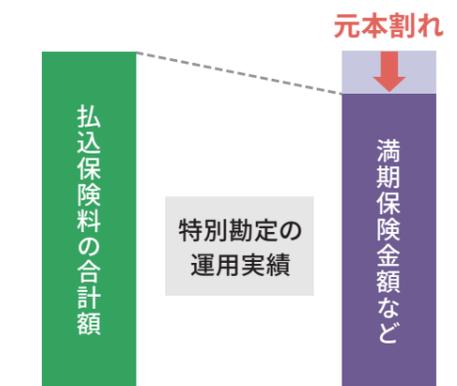
■ 元本割れのリスク

・特別勘定の運用実績により、次の金額*が
払込んだ「払込保険料の合計額」を下回り、
損失が生じるおそれがあります。このリスクは
契約者が負います。

- ① 積立金の合計額
- ② 満期保険金額
- ③ 解約返戻金額

* 減額していた場合、
「減額時の解約返戻金額＋減額後の満期保険金額等」

[イメージ図]



費用

お客さまにご負担いただく費用は次のとおりです。

■ 保険関係費 保険期間中にかかる費用

内容	費用	控除時期	方法
● 保険料の収納に必要な費用	月払基準保険料の1%	特別勘定への繰入時	月払基準保険料から控除
● 契約の締結・維持に必要な費用 ● 死亡保障等に必要な費用 (告知ありタイプ) ● 死亡保障に必要な費用 (告知なしタイプ) ● 保険料払込免除に関する費用 ● 特定疾病保険料払込免除特約による保険料払込免除に関する費用	被保険者の年齢・性別、保険期間等によって異なるため、一律には表示できません。	月単位の契約応当日末 (契約日の属する月は繰入日末)	積立金から控除
● 特別勘定の管理に必要な費用	積立金の合計額に対して年率0.50%		
● 基本保険金額保証に関する費用	積立金の合計額に対して年率0.01%		

※ 特別保険料法による特別条件が付された場合、月払基準保険料には特別保険料を含みます。

■ 運用関係費 特別勘定の運用にかかる費用

特別勘定	費用	控除時期	方法
世界株式アクティブⅠ型	年率0.61% (税抜) ^{*1}	毎日	積立金額 × 左記の年率 × 1/365 を積立金から控除
外国株式インデックスⅠ型	年率0.25% (税抜) ^{*1}		
米国株式アクティブⅠ型	年率0.82% (税抜) ^{*1}		
日米株式リアルタイム調整Ⅱ型	年率0.15% (消費税対象外) ^{*2}		
世界バランスⅡ型	年率0.85% (消費税対象外) ^{*2}		
世界株式環境テーマⅠ型	年率0.65% (消費税対象外) ^{*2}		
グローバル・バランス75	年率0.36% (税抜) ^{*1}		
グローバル・バランス50	年率0.28% (税抜) ^{*1}		
米国債券型	年率0.53%程度 (税抜) ^{*1*3}		
日本債券型	年率0.25% (税抜) ^{*1}		

*1 特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対してかかる費用 (信託報酬)

*2 特別勘定の投資対象となる指数連動債券の純資産総額に対してかかる費用 (管理費用)

*3 主な投資対象である外国投資信託の運用残高等により費用が変動することがあるため、固定値を表示できません。

※ 投資信託の場合、信託報酬以外に信託事務の処理に要する費用等がかかります。指数連動債券の場合、管理費用以外に金融派生商品の取引にかかる費用等がかかります。これらは発生前に金額や割合を確定できませんので、具体的には表示できません。

■ その他の費用 解約・スイッチングなどにかかる費用

● 解約控除

内容	費用	控除時期	方法
契約日から10年以内に次の内容を行った場合にかかる費用 ● 解約 ● 減額 ● 払済保険への変更	基本保険金額に対し経過月数により計算した額となります。被保険者の年齢・性別、保険期間などによって異なるため、一律には表示できません。	解約計算基準日 減額計算基準日	解約、減額部分の積立金から控除

● スwitching手数料

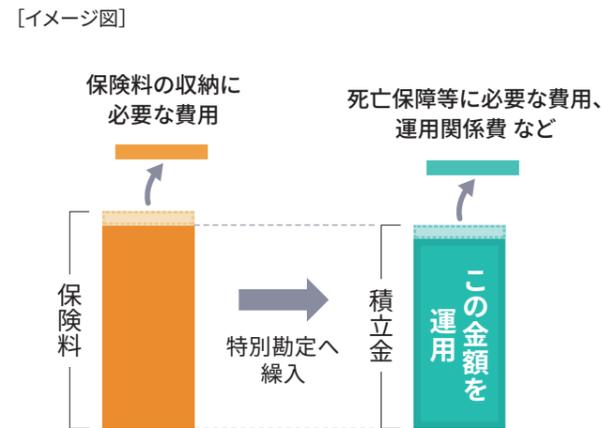
内容	費用	控除時期	方法
1保険年度に13回以上スイッチングした場合の費用	1回あたり2,500円	スイッチング時	移転元の特別勘定の積立金から控除

● 年金管理費

内容	費用	控除時期	方法
年金支払の管理にかかる費用	責任準備金額 × 0.4%	年金支払日	責任準備金から控除

Q 保険料はすべて運用されますか。

A いいえ、払込んだ保険料がそのまま特別勘定で運用されるわけではありません。保険料や積立金から、保険関係費や運用関係費を差し引いた金額が運用されます。



Q 運用成果を確保したいときに付加するターゲット特約は、一時払変額保険に変更後でも付加できますか。

A はい。特約の付加・解約ともにできます。また、特約の保険料もかかりません。

Q 保険料の払込みが困難になったときでも、契約を継続する方法はありますか。

A はい。一時的に保険料を払込みできないとき、契約を有効に継続させる「保険料払込の自動停止」機能があります。また、保険料の払込みをストップして「払済保険」に変更する方法などもあります。

Q 満期保険金や解約返戻金を受取るとき、税金の取扱いはどうなりますか。

A 契約者本人が受取の場合、**所得税（一時所得）＋住民税**がかかります。

※ 税務上の取扱いは、2025年7月現在の内容であり、今後、変更となる場合があります。個別の税務等の詳細は税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

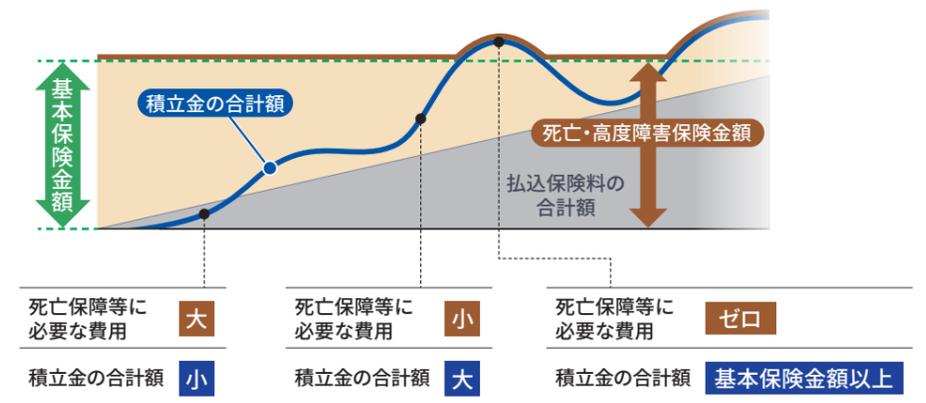
Q 費用は変動しますか。

A はい、一部の費用は変動します。

告知ありタイプ

告知ありタイプの場合、保険関係費のうち死亡保障等に必要な費用は、積立金の合計額が小さいときは、大きくなります。積立金の合計額が大きいときは、小さくなります。また、積立金の合計額が基本保険金額以上になったときは、死亡保障等に必要な費用はゼロとなります。

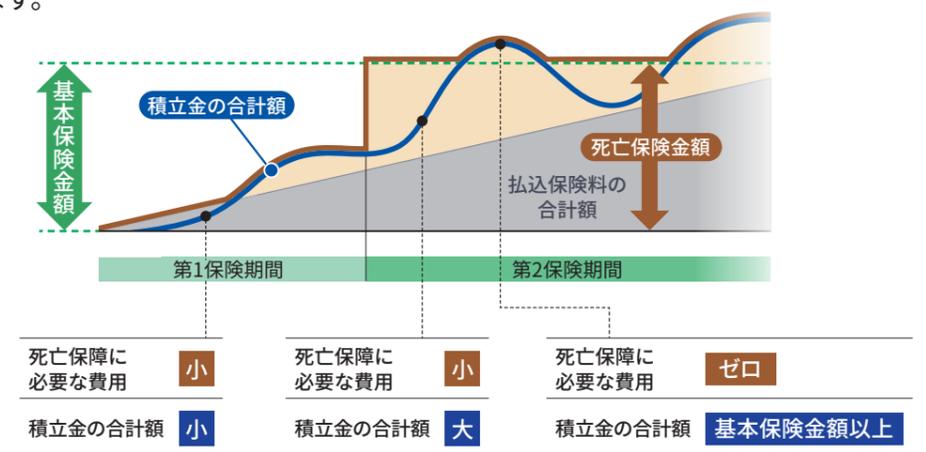
[イメージ図]



告知なしタイプ

告知なしタイプの場合、第1保険期間の保険関係費のうち死亡保障に必要な費用は、告知ありタイプに比べて少なくなります。第2保険期間では、保険関係費のうち死亡保障に必要な費用は、積立金の合計額が小さいときは、大きくなります。積立金の合計額が大きいときは、小さくなります。また、積立金の合計額が基本保険金額以上になったときは、死亡保障に必要な費用はゼロとなります。

[イメージ図]



あ行

いちじばらいへんがくほけん 一時払変額保険

正式名称は「一時払の変額保険I型(有期型)」です。本商品パンフレットでは、「一時払変額保険」と読み替えています。

か行

かいはくへんれいきん(がく) 解約返戻金(額)

解約したときに、契約者に払い戻すお金のことです。

かわせへっじ 為替ヘッジ

外貨資産は為替変動の影響で円に変換した際に価値が変わります。この価値の変動リスクを回避することをいいます。

きほんほけんきんがく 基本保険金額

告知ありタイプ

死亡保険金および高度障害保険金をお支払いする際に基準となる金額で、保険契約締結の際にご契約者の申出によって定めた金額をいいます。

告知なしタイプ

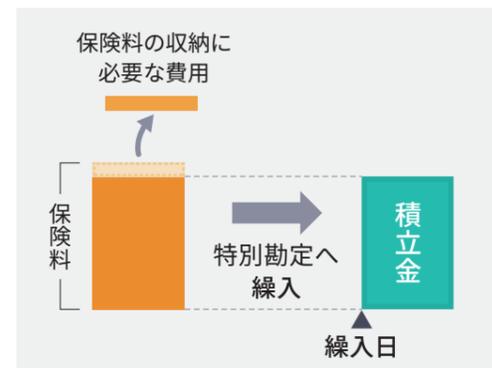
第2保険期間の死亡保険金をお支払いする際に基準となる金額で、保険契約締結の際にご契約者の申出によって定めた金額をいいます。

きんゆうはせいしょうひん 金融派生商品

株式・債券・為替等から派生して生まれた金融商品のことで、たとえば、先物取引、オプション取引、スワップ取引があります。

くりいれ(び) 繰入(日)

1つの勘定から他の勘定へ、所属を移動させることを「繰入」といいます。月々の保険料から、保険料の収納に必要な費用を差し引いた金額を特別勘定へ繰入れる日を「繰入日」といいます。



けいはくおうとうび 契約応当日

契約後に、契約日に対応する日のことです。毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。

〔例〕契約日が4/1の場合

月単位の契約応当日：毎月1日



年単位の契約応当日：毎年4月1日



けियाくび 契約日

期間・年齢等の計算の基準となる日のことです。この保険では、責任開始日(契約の保障が開始する日)の属する月の、翌月1日が契約日となります。一時払変額保険および災害保障付一時払終身保険に変更した場合は、当初の保険期間満了日の翌日を契約日とします。

さ行

しすうれんどうさいけん 指数連動債券

対象とする株価等の値動きに連動する債券のことです。

しゅうのう 収納

保険料の「収納」とは、保険料の受入れに関する業務のことです。

た行

たーげっととくやく ターゲット特約

正式名称は「目標到達時災害保障付終身保険移行特約」です。本商品パンフレットでは、「ターゲット特約」と読み替えています。

つきばらいきじゅんほけんりょう 月払基準保険料

払込方法(回数)に応じた保険料を計算する際に基準となる1ヵ月あたりの保険料をいいます。ただし、保険契約締結後にその保険料が変更されたときは、変更後の保険料をいいます。

つみたてきん 積立金

特別勘定で管理・運用される資産で、「保有しているユニット数×その時点のユニットプライス」で計算できます。



てきかくきかんとうしか 適格機関投資家

「有価証券に対する投資に係る専門的知識および経験を有する者として内閣府令で定める者」として金融商品取引法に定められています。いわゆる、プロの投資家である銀行や証券会社、保険会社等が該当します。

次のページへ続く

とうしんたく
投資信託

多数の投資家から集めた資金を1つにまとめ、投資の専門家である運用会社が株式等に投資をする金融商品です。その運用成果が投資家それぞれの投資額に応じて分配されます。一般的には「投信」や「ファンド」と呼ばれます。

とくていしっぺい
ほけんりょうはらいこみめんじょとくやく

特定疾病
保険料払込免除特約

正式名称は「特定疾病保険料払込免除特約A型(変額保険用)」です。本商品パンフレットでは、「特定疾病保険料払込免除特約」と読み替えています。

とくべつかんじょう
特別勘定

変額保険にかかわる資産の管理・運用を行う勘定のことです。運用実績に応じて満期保険金等が変動します。他の保険種類にかかわる資産とは区別し、独立した管理・運用を行います。

は行

はらいこみきげつ
払込期月

月払の場合、月単位の契約応当日の属する月の1日から末日までをいいます。年払・半年払の場合、年単位または半年単位の契約応当日の属する月の1日から末日までをいいます。



はらいずみへんがくほけん
払済変額保険

正式名称は「払済の変額保険I型(有期型)」です。本商品パンフレットでは、「払済変額保険」と読み替えています。

びくすのさきもの
VIXの先物

VIXとは、株式市場のリスク指標の1つで、「恐怖指数」とも呼ばれています。一般的に、数値が高いほど、投資家が先行きに対して不安を感じているとされます。先物とは、将来の定められた日に、取引の時点で決められた価格で売買することを約束する契約のことです。VIXの先物は、VIX指数を扱った先物取引です。

へんがくほけん
変額保険

株式や債券を中心に資産を運用し、運用の実績によって死亡保険金や解約返戻金、満期保険金が増減する保険のことです。

ほけんねんど
保険年度

契約日から起算した1年ごとの期間のことをいいます。契約日からその日を含めて1年間を第1保険年度といい、以後、第2保険年度、第3保険年度……となります。



や行

ゆうよきかん
猶予期間

保険料払込の「猶予期間」は、次のとおりとなります。

告知ありタイプ

払込期月の翌月1日から末日までです。

告知なしタイプ

払込期月の翌月1日から翌々月末日までです。

ゆにっと
ユニット

特別勘定資産の最小単位のことです。株式投資では1株にあたるものです。

ゆにっとぶらいうす
ユニットプライス

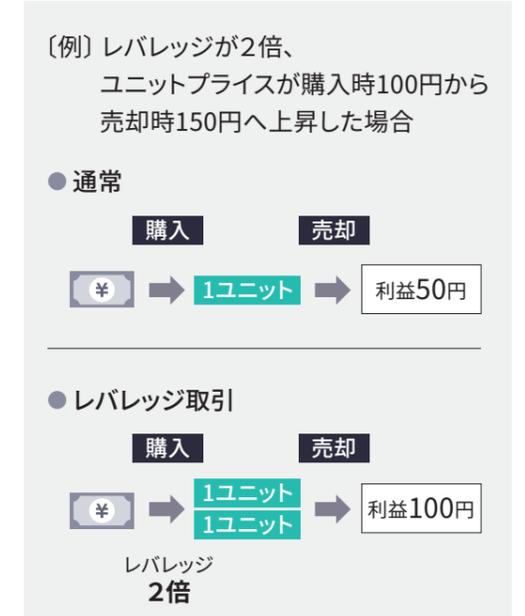
1ユニットの単位価格のことです。特別勘定資産の評価を反映して金額が毎日変動します。

ら行

ればれっじとりひき

レバレッジ取引

レバレッジとは、小さな力で大きな力を発揮する「てこ」を意味します。元の資金よりも多い資金を投資して取引する投資方法です。レバレッジ取引の活用により大きな利益が期待できる一方で、損失が拡大する可能性もあります。



アフターサービス



マニユライフ生命が提供するサービス

インターネット

マイページ
mypage.manulife.co.jp

- 契約内容のご照会
- 住所・電話番号等の変更、振替口座変更など、各種手続き
- 控除証明書の電子データ等のダウンロード
- チャットのご利用 等



ご登録は
こちら

お電話

コールセンター
0120-063-730 受付時間 9:00~17:00(土日祝・12/31~1/3は除く)

- 契約内容・積立金額のご照会
- 特別勘定のユニットプライスのご照会
- 各種手続きのご案内
- 各種手続き書類のご請求 等

お知らせ

運用レポートのお知らせ
各種レポートを契約者にお知らせします。

- 「変額保険Ⅰ型(有期型)特別勘定運用実績のお知らせ」(年2回：6月・12月末の情報)
- 「変額保険Ⅰ型(有期型)半期運用報告書」(年2回：6月・12月末の情報)
- 「(特別勘定)決算のお知らせ」(年1回：3月末の情報)



ティーベック(株)が提供するサービス

■ メディカルほっとコール24 (対象：被保険者とそのご家族)

24時間・年中無休で、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等の幅広いご相談に応じます。

- 24時間電話健康相談サービス
- 専門医による電話相談(予約制)

■ メディカルソムリエ (対象：被保険者)

医師や医療機関との提携ネットワークを活用し、お客さまの状況に合わせた選択肢を提案します。

- セカンドオピニオン手配サービス
- 受診手配サービス
- 「ドクターが薦める専門医」情報提供サービス

※ このサービスは、ティーベック株式会社が提供します。

※ 各サービスには諸条件があります。

電話以外に、オンラインでサービスを利用できるWebサイトがあります。
くわしくは、マニユライフ生命ホームページ、または契約後、保険証券に同封のチラシもしくはマイページをご覧ください。

